

平成29年度 桜区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>田島7～8丁目は土地区画整理事業に指定されており、すでに市の測量も完了している。自治会としても、西浦和駅東西地区まちづくり協議会に参加し活動している。将来、この地域に優良企業が招致され、公園・公共施設等ができ、地域が活性化されることを大いに期待している。</p>	<p>田島7丁目・8丁目のまちづくりにつきましては、市街化区域編入とあわせた官民連携による組合施工の土地区画整理事業を想定し、平成25年度より地元権利者の方々と勉強会・研究会や戸別訪問などを実施してまいりました。 事業推進に向けては、権利者のご理解・ご協力が必要不可欠であることから、今年度は民間事業者との意見交換会を実施するとともに、戸別訪問等により権利者の意向を確認しながら、まちづくりを進めるかの判断をしていきたいと考えております。 【経済局 商工観光部 産業展開推進課】</p>
2	<p>くらし応援室に様々な依頼をしているが、依頼をすると、すぐに現場を確認に来てくれて対応していただいている。これからも迅速な対応をお願いしたい。</p>	<p>くらし応援室では、引き続き迅速な対応を心がけてまいりますので、お気づきのことがありましたらお問い合わせください。 【桜区役所 くらし応援室】</p>
3	<p>西浦和駅から田島団地に通じる道路について、くらし応援室に相談に行ったところ、まず緊急修繕工事をしていただいた。続けて、7月14、15日に本工事が予定されている。これからも迅速な対応を期待している。</p>	<p>ご指摘の道路については、全面的な舗装の打ち替えが必要であると認識していたことから、穴を埋める緊急修繕に引き続き、7月14日、15日に舗装工事を行いました。工事は、皆様のご協力をいただき無事完成いたしました。 今後におきましても、迅速な対応を心がけ取り組んでまいります。 【桜区役所 くらし応援室】</p>
4	<p>平成28年度にコミュニティ助成事業として子どもみこしの修繕の相談をコミュニティ課にした。平成29年度の事業として子どもみこしの修繕が実施されることとなった。今後、この子どもみこしを通じて、地域コミュニティの醸成を図っていききたい。</p>	<p>コミュニティ助成事業は、地域住民の自助、連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の促進を図ることを目的とし、子どもみこしの修繕などに活用されています。 今後も地域の絆が深まる事業について、支援してまいります。 【桜区役所 区民生活部 コミュニティ課】</p>
5	<p>西浦和駅周辺の水路は、特に夏の時期に臭いが発生する。くらし応援室に依頼したところ、高圧洗浄をしていただき臭いが解消した。引き続き迅速な対応をお願いしたい。</p>	<p>桜区内には多くの排水路があり、清掃の相談も多くいただいております。排水路の清掃は、南部建設事務所下水道管理課が所管していますが、清掃等の依頼につきましては、くらし応援室にご連絡いただければ速やかに所管課と連携をとり対応いたします。 【桜区役所 くらし応援室】</p>
6	<p>昨年の6月頃、田島八丁目の志木街道新開バス停の入口付近に手押し信号の設置を浦和西警察署に複数回要望したが、いまだ回答がない。 予算、順番待ち等課題はあると思うが、同箇所は通学路であり、小中学生の往来も多い。危険度・重要度を最重要視していただき、信号の設置に向けて浦和西警察署・市長に働きかけてもらいたい。</p>	<p>当該箇所については、本市から市警察本部に依頼しております。また、浦和西警察署から埼玉県警察本部に上申済みであり、埼玉県警察本部にて検討中と伺っております。 【市民局 区民生活部 市民生活安全課】</p>
7	<p>当自治協力会では毎年2回県庁の出前講座を利用している。今回配付された市の出前講座の資料を見て、テーマがたくさんあり、土日開催できるため、大変ありがたいと思う。 日時、内容等もう少し詳細がわかれば、早速自治会等で話題にしたいと思う。</p>	<p>本市の出前講座のテーマ集(冊子)は、毎年4月に発行され、市内の各公共施設等に設置しています。 区総務課においても、この冊子をお渡ししておりますのでお問い合わせください。 【桜区役所 区民生活部 総務課】</p>
8	<p>土合中学校の生徒がクラブ活動で学校のまわりをランニングをしていることが多い。中学校の北側から西に抜ける箇所(町谷1-21～22)で、飛び出してくる生徒がいて危ないので、カーブミラーの設置をお願いしたい。</p>	<p>車道は幅員が狭く、また、歩道の下には水路構造物があり、カーブミラーの設置ができませんので、車両に注意を促すことを目的として、電柱に「飛び出し注意」の電柱幕を2箇所設置いたしました。 【桜区役所 くらし応援室】</p>
9	<p>新大宮バイパスから土合中学校の西側道路(町谷1-20と21の境)の間の排水路に、雑草が伸びてきている。これから蚊の発生も懸念されるため、管理者を確認して早急に対応をお願いしたい。</p>	<p>管理者である南部建設事務所下水道管理課に連絡し、除草を実施いたしました。 今後もお気づきの箇所がありましたらご連絡ください。 【桜区役所 くらし応援室】</p>

平成29年度 桜区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
10	<p>資源ごみの回収について、プラスチックとカン・ビンが混在して袋に入っている場合があり、自治会の副会長が週3回程度分別をしている。市からは分別せずそのままにするようにとの話があったが、分別をしないと、ごみは回収されず汚くなってしまふ。他市からの転入者がごみを混在させている場合が多いようなので、区としても分別方法に関する広報活動を繰り返し実施してほしい。</p> <p>また、回収しないごみは、赤いシールが貼られるが、そのまま放置されると困るので、シールをはがして分別をするが、ごみを分別しても回収されないことがあるので中身を確認して回収してもらいたい。</p> <p>さらに、赤いシールを剥がそうとするが、粘着力が強く、もう少し剥がしやすいいものをご検討願いたい。</p>	<p>ごみ出しルールについては、年度初めの「家庭ごみの出し方マニュアル」の全戸への配布や、市ホームページへの掲載、また、環境局が定期的に発行する啓発紙「さいちゃんの環境通信」により周知を図っております。</p> <p>そのほか、市ではスマートフォンやタブレット端末で利用できる、ごみ分別アプリ「さいちゃんアプリ」を公開しており、ホームページ等で情報提供をしております。転入された方にも転入時に「家庭ごみの出し方マニュアル」を配布し周知を図っております。</p> <p>また、分別されていないごみは、赤い警告シールを貼り、2週間程度出した方へ警告し、この期間に引き取らない場合には、市で回収します。</p> <p>なお、自治会の方が分別していただいたごみは、収集業者に取り残しのないよう指導いたします。</p> <p>赤い警告シールは、多少の風雨でも耐えられるように作製しており、剥がしにくい等のご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>【環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課】</p> <p>区では、ゴミの分別に関する啓発看板を用意していますので、ご入用の際はご連絡ください。</p> <p>【桜区役所 ぐらし応援室】</p>
11	<p>現在、各自治会・民生委員においては、交通安全、防災、防犯、福祉等に関して、行政からの依頼が多く、負担が大きい。どの自治会等にも言えると思うが、次の自治会・民生委員を支えるボランティアが育っていないのではないかとと思う。区において、次の自治会を支えるボランティアをリクルートする仕組みを作ってもらえないか。例えば区の中にインターン制度を設け、埼玉大学の学生等が参加し、行政の地域福祉や地域ボランティア活動に対して理解を深められるような仕組みを検討してほしい。</p> <p>また、現在、退職した団塊の世代が70歳前後になっている。その方々を自治会活動に参加して頂くために、ボランティア精神を育てるようなプログラムを作って欲しい。</p> <p>さらに長期的視点で、小・中学校のうちからボランティアを育てるようなプログラムを教育委員会と協働しながら実施・発信してほしい。</p>	<p>自治会の中から地域の担い手を育成するためには、まずは自治会への加入者を増やすことが必要であるため、引き続き区報等の広報を通じて、自治会への加入促進及び自治会活動への参加を促進してまいります。</p> <p>また、埼玉大学では埼玉県内外の多種多様なボランティア活動や大学周辺の地域活動情報を提供する「さいだいい交流ひろば」を設置し、学生のボランティア活動や地域社会との交流を支援しています。コミュニティ課としても、地域における人材育成について大学と情報交換をしていくとともに、本庁所管課と連携しながら研究してまいります。</p> <p>【桜区役所 区民生活部 コミュニティ課】</p> <p>市立小・中学校におきましては、教育基本法で定められた教育の目標である、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」などの実現を目指し、教育の基準を定めた、文部科学省の学習指導要領に基づき、教育活動を展開しております。</p> <p>【教育委員会 学校教育部 指導1課】</p> <p>チャレンジスクールにおいては、地域の方々にスタッフとして御協力いただいております。小学生が行う体験活動等を中学生がボランティアで手伝った事例があります。</p> <p>また、以前参加していた小学生や中学生が、卒業後に、チャレンジスクールにスタッフとして参加している事例もあり、地域の方々とふれあひを通じて、ボランティア精神が育まれているものと考えております。</p> <p>【教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課】</p>
12	<p>街路灯の球切れの件で、午前中にぐらし応援室に依頼すると、夕方には対応が終了したとの連絡がくる。迅速に対応していただき、防犯上も大変助かっているの、これからもよろしく願いたい。</p>	<p>街路灯の球切れのご連絡をいただきありがとうございます。今後もお気づきの箇所がございましたらご連絡ください。</p> <p>【桜区役所 ぐらし応援室】</p>
13	<p>当自治会では、経済的に塾に行けない子どもたちの支援を目的に、無料塾の開設を予定している。例えば、大久保地区には「無料塾ひこぎ」があり、埼玉大学の学生が無料で勉強を教えている。</p> <p>つづば市に視察に行き、経済的理由等で学力に遅れのある子どもや登校拒否の子どもが無料塾に来て勉強をしている等の状況を見てきた。その中で、無料塾を実施する場合、勉強を教える人がボランティアであっても、家賃や光熱水費などの費用が発生する。現在は地域の皆さんからの寄付をいただいで運営しているという状況であった。このようなボランティア活動を見ていただいて、活動に対する補助をお願いしたい。</p>	<p>桜区では、桜区の活性化や魅力あるまちづくりの推進を目的として設立された桜区市民活動ネットワーク登録団体が実施する事業に対し、補助金を交付しています。団体の登録方法や補助金の交付条件など詳しくは当課までご相談ください。</p> <p>なお、さいたま市社会福祉協議会では、ボランティア団体の立ち上げ及び初期の活動に必要な経費や活動を継続するために必要な経費の助成を実施しています。また、埼玉県共同募金会（赤い羽根共同募金）の重点助成事業においても孤立防止や予防並びに子育て支援、虐待防止等に係る事業に対し、必要な経費の助成を実施しておりますので、詳しくはさいたま市社会福祉協議会桜区事務所までご相談ください。</p> <p>【桜区役所 区民生活部 コミュニティ課】</p>
14	<p>当自治会の集会場は新幹線の高架下であり、新幹線が通るまでは集会場前広場で、バーベキューや餅つきをすることができた。新幹線が通った当初は同行事を実施していたが、煙が出ると電車が止まってしまうなどの理由から実施できなくなった。徐々に活動も縮小し、子ども会も解散してしまった。当自治会はそういった点で活動が厳しい状況である。</p>	<p>地域の交流に繋がる自治会の取り組みなどについて、参考例があった時には当課より情報提供してまいりますのでご相談ください。</p> <p>【桜区役所 区民生活部 コミュニティ課】</p>

平成29年度 桜区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
15	<p>昨年度、氷川神社にある児童遊園の遊具を撤去した。撤去にあたり、補助制度の利用について区に相談したところ、当該年度に撤去することができた。引き続き、各制度について御教示願いたい。</p>	<p>市には、各種補助制度があります。ご利用になりたい補助制度がありましたらご相談ください。 【桜区役所 暮らし応援室、桜区役所 区民生活部 総務課・コミュニティ課】</p>
16	<p>西堀氷川神社の前には町谷からのトンネルがあり、町谷本太線が当自治会を二つに分断するように完成しつつある。南北の交流の必要性から、平成23年から信号機を3箇所設置をするよう要請書を提出している。しかし、担当の所管からは1箇所しか設置できないと回答されているため、大変困っている。南北の交流が妨げられ、学童の通行等もあるため、区にも協力をお願いしたい。 また、横断歩道は区に要請すれば設置することはできるのか確認したい。</p>	<p>本市としましては、埼玉県警交通規制課に対し、3箇所の信号及び横断歩道の設置について要望してきました。 今回、そのうち2箇所の信号及び横断歩道については設置可、残り1箇所については不可との回答がありました。不可となった箇所の横断歩道の設置については引き続き要望をしております。 【南部建設事務所 道路建設課】</p>
17	<p>氷川神社前のトンネルは西堀地区では初めてのもので、このトンネルに自治会で命名することとなった。自治会で検討し「西堀氷川トンネル」ということで要望を出し、7月7日に決定となった。自治会の希望どおりの名称になり嬉しく思う。</p>	<p>トンネルの名称決定にあたっては、自治会の多大なるご協力をいただきありがとうございます。末永く愛着を持っていただける名称に決定し、市としても嬉しく思っております。 【南部建設事務所 道路建設課】</p>
18	<p>西堀地区も昔は盆踊りをたくさんしていたが、ここ6～7年は休止していた。今年から盆踊りが復活するため、賑やかになればいいと思っている。</p>	<p>地域の皆様が待ち望んで復活した盆踊りが、今後も継続し定着していくことによって、より一層西堀地区の絆が深まっていくことと思います。 【桜区役所 区民生活部 コミュニティ課】</p>
19	<p>今後の台風シーズンに向けて、住民の方から鴻沼排水路のポンプが大丈夫か聞かれることがある。最近の集中豪雨もあり、同様の事があると水が出てしまう。鴻沼排水路のポンプがどこの管理かも含め、確認をお願いしたい。</p>	<p>鴻沼川のポンプは、埼玉県さいたま県土整備事務所にて管理を行っています。 また、洪水時の非常事態に備えて、年7回の整備点検を行っていることを確認しました。 【桜区役所 暮らし応援室】</p>
20	<p>避難所を案内するピンク色の看板がだいぶ傷んでしまった。当自治協会は避難所が3箇所あり、どこに行ってもいまいかかわらないという人が結構いる。避難所は最初に避難する場所であり、高齢者も多くなっているため、自分の避難所を正確に理解しておかなければならない。区で看板を作ってもらおうお願いしたい。</p>	<p>自治会掲示板に貼ってある劣化した避難所案内看板につきましては、随時作成しておりますので、総務課にお申し出ください。 なお、ご指摘のありました看板は、お取替えさせていただきました。 【桜区役所 区民生活部 総務課】</p>
21	<p>区長マニフェストが具体的に分かりやすい。当自治会では毎月1回、常設のまちづくり委員会を開催しており、将来を見据えて白銀電建を考える活動を行っているが、区長マニフェストを有効に活用させていただきたい。</p>	<p>「桜区区長マニフェスト」を御覧いただきありがとうございます。 今後も、皆様にご利用いただけるように見やすく分かりやすい「区長マニフェスト」を作成してまいります。 【桜区役所 区民生活部 総務課】</p>
22	<p>桜区役所は大変対応が温かい。他の区役所に行くと対応がよろしくないと感じることがあるが、桜区役所ではそのようなことは一度もない。区民満足度を中心に据えた対応をしてくれて、いつも感謝している。</p>	<p>対応について評価をいただきありがとうございます。今後も職員の資質向上を図り、区民の皆様にご満足いただける対応に引き続き取り組んでまいります。 【桜区役所 区民生活部 総務課】</p>
23	<p>地域内で3件の空き巣があり、報告する。 1件は、昼間、中近東系の若者がバールを持ってスチールの雨戸の受け皿を音を立てて削り、窓ガラスを割る寸前のところで、隣人と目が合って逃げ出した。 もう1件は、サッシのガラスの鍵部分をきれいに切り取って空き巣に入ろうとした。その家は単身の高齢女性がお住まいで、サッシの下にも鍵をしていたため未遂で終わった。 最後に、高齢の女性がお住まいのお宅で、耐震工事をするため業者が資材にシートをかぶせて置いてあったところ、朝2時頃にその資材を盗みに来た。防犯カメラがついており、110番をしたため未遂に終わった。</p>	<p>貴重な情報提供をありがとうございます。 区では、防犯に関する情報を区報に掲載したり、防災・防犯のまちづくり展示など様々な啓発を行っています。 今後につきましても浦和西警察署と連携し、安全で安心なまちづくりに取り組んでまいります。 【桜区役所 区民生活部 総務課】</p>

平成29年度 桜区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
24	<p>今までのごみゼロキャンペーンでは、回収したごみは当日に回収していたが、今回は対象外のごみは一旦自宅に持ち帰り、次のごみ出し日まで保管することになった。ごみ収集車を手配する予算を取っていないという説明であったが、ごみゼロキャンペーンは、自治会と行政の協力体制で実施するものなので、予算が足りなければ時期を変えるなど対応を考えてもらいたい。桜区から市に働きかけてほしい。</p>	<p>ごみゼロキャンペーンは、従来より市が回収を担当しております。 また、ごみゼロキャンペーンで回収した空きびんや空き缶等の「不燃ごみ」は、今年度からキャンペーン専用の袋に入れて最寄りの家庭ごみ収集所に排出していただくようお願いいたしました。キャンペーン当日（日曜日）から家庭ごみの不燃物の日まで収集所に置くことになるため、家庭ごみの袋と見分けがつくようオレンジ色にいたしました。利用者が多いなど何日も収集所に出しておくことができない場所においては、お持ち帰りをお願いいたしました。 今後、当日もしくは2～3日以内に回収できるよう各清掃事務所と協議してまいります。 【環境局 資源循環推進部 資源循環政策課】</p>
25	<p>最近、自治会集会所の周辺に下水道が敷設された。同集会所の排水は単独浄化槽であるため、下水道と接続したいと考えている。しかし、下水道接続工事に要する費用は、現在の制度では「自治会集会所整備事業補助金」の対象にはならない。 河川等公共用水域の水質汚濁が問題になっており、行政からも速やかに下水道に接続するように指導しているため、これを補助対象の事業として追加するよう区から申し入れをして欲しい。また、下水道の接続工事に關しては、5年経ないと再度利用できないという制度をなくして欲しい。</p>	<p>自治会集会所整備事業補助金の補助対象事業は、建物本体に係る工事としており、設備工事については、建物本体に対する工事に伴い整備する場合に限り、補助対象とすることとしております。トイレの改修などに伴い公共下水道へ接続工事をする場合に、トイレの改修工事と一体の工事とみなしておりますので、区役所コミュニティ課にご相談ください。 また、5年間の申請制限については、毎年多くの自治会から自治会集会所の建築、増改築修繕の要望をいただいております。市としましては、限られた予算の中でできるだけ多くの要望にお応えしたいと考えております。そのため、補助の申請制限を設けさせていただいております。 【市民局 市民生活部 コミュニティ推進課】</p>
26	<p>当自治会の集会所は、築40年を経て、建て替えを検討している。建て替えをする場合、取り壊しをしなければならず、また仮事務所へ移転しなければならぬ。現在の制度ではこれらに要する費用は助成の対象となっていない。取り壊し費用と移転費用についても、対象経費に含めてもらいたい。</p>	<p>自治会集会所は、地域住民によって自主的に建設・管理されてきたことから、本市では、地域住民による自主建設を基本とし、建物本体に係る工事に対して補助を行っているところであります。 そのため、取り壊し費用及び移転費用につきましては、補助対象としておりませんので御理解いただきますようお願いいたします。 【市民局 市民生活部 コミュニティ推進課】</p>
27	<p>当自治会から浦和駅西口まで、バスを利用すると40分程度かかってしまう。この原因の一つは桜区役所からバイパスを越えるところまでの混雑であると考えられる。渋滞緩和を期待している町谷本太線が、開通するのはいつ頃か。</p>	<p>町谷本太線を所管する南部建設事務所道路建設課に確認したところ、平成30年3月開通予定とのことです。 なお、道場地区内の大谷場高木線は、平成31年3月開通予定とのことです。 【桜区役所 くらし応援室】</p>
28	<p>上大久保地区内の県有地である旧衛生研究所跡地については、衛生研究所が取り壊されて半年が経過している。上大久保の一等地でもあるため、どのような活用を考えているのかを伺いたい。</p>	<p>埼玉県旧衛生研究所等の跡地利用につきましては、現時点において、県から本市への情報提供がなく、県として跡地の有効活用を検討していることと思われます。 今後、県から利用要望の照会があった際には、近年の非常に厳しい財政運営が見込まれている中、平成24年に策定された「公共施設マネジメント計画」の方針等に則って、地元住民の皆様の意見等も聞きながら、真に必要な事業かどうか慎重に検討することとなります。 【財政局 財政部 資産活用課】</p>
29	<p>コミュニティバスの運行ルートは、広い道路だけでバス停に行くにも距離があるので、もう少し細かく運行して欲しい。</p>	<p>コミュニティバスのルート変更については、地域のニーズ、収支率、道路の幅員等を勘案し、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に基づき検討することとしております。地区に伺い話し合いの場を設けることもできますので、まずは都市局都市計画部交通政策課まで御相談ください。 【都市局 都市計画部 交通政策課】</p>
30	<p>記念総合体育館で競技大会が実施されると、駐車スペースが解放される8時半より前に、その駐車スペースに駐車する車が区役所の南側に路上駐車している。路上駐車をやめるよう区から記念総合体育館に働きかけて欲しい。</p>	<p>区役所、プラザウエスト、記念総合体育館で、連絡会議を行っていますので、記念総合体育館に利用者の適正な利用について強く要請していきます。 【桜区役所 区民生活部 総務課】</p>

平成29年度 桜区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
31	<p>区長マニフェストに掲載のある、道路新設改良事業、道場3丁目地内の大谷場高木線の開通の目途がいつ頃なのか、南部建設事務所に確認して欲しい。</p>	<p>同地内につきましては、所管します南部建設事務所道路建設課に確認したところ、平成31年3月の開通予定とのことです。 【桜区役所 ぐらし応援室】</p>
32	<p>当マンションの敷地には、北側と南側の2箇所に車両の出入り口があるが、通勤時間帯の車両の出入り口の確保が困難である。北側は小学生の通学路となっており、朝7時30分から8時30分は車両通行禁止となっている。また、南側の新六間道路は、区役所方面に向かう車両と町谷方面に向かう車両で渋滞しており、マンションから新六間道路に出ることすらままならない状況である。車両が道路に出られるように道路に表示をして欲しい。</p>	<p>道路に設置している停止禁止の路面標示は、緊急車両の出入りのために設置しているものです。また、カラー舗装の路面標示は交差点や危険箇所への注意喚起を目的として設置していることから、私有地の出入り口には、設置することができませんのでご理解いただきますようお願いいたします。 【桜区役所 ぐらし応援室】</p>